

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

104

### 規程(交)

- 東京都電車一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都乗合自動車条例施行規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都乗合自動車による旅客運送に関する定期乗車券の特例を定める規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都乗合自動車一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程……………四
- 東京都乗合自動車IC一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程……………五
- 東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線との時間制乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程……………六

### 告示(交)

- 昭和四十年交通局告示第十四号(東京都交通事業の料金徴収事務の委任)の一部改正……………六

## 規程(交)

### ●交通局規程第三十三号

東京都電車一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年十月三十一日

東京都交通局長 山手 斉  
東京都電車一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程

東京都電車一日乗車券の発売等に関する規程(平成十一年交通局規程第七十号)の一部を次のように改正する。

- 第六条第一号を次のように改める。
- 一 第八条第一号に定める発売場所において発売する都電一日券

### イ 磁気券

(イ) 大人用

表



備考 裏面は、図柄(乗車券における必要記載事項以外のものをいう。)とし、必要に応じ変更することがある。

(ロ) 小児用

表



備考 裏面は、図柄(乗車券における必要記載事項以外のものをいう。)とし、

紙券

必要に応じ変更することがある。

表



備考 一 小児用にあつては、券面右上部を切り取る。

二 裏面は、図柄(乗車券における必要記載事項以外のものをいう。)とし、

必要に応じ変更することがある。

第七条を次のように改める。

(改札)

第七条 都電一日券を所持する旅客は、次に定める方法に従つて改札を受けなければならない。

一 前条第一号イの都電一日券の場合は、最初に乗車する際に、運賃機による改札を受ける。

二 前条第一号ロの都電一日券の場合は、最初に乗車する際に、乗車する月日の銀色のシール部分を削り、都電一日券のB片を切り離して、これを係員に引き渡す。

三 前条第一号の二の都電一日券の場合は、最初に乗車する際に、これを係員に提示する。

四 前三号の改札を受けた後当該都電一日券を使用する場合には、乗車の都度これを係員に提示し、改札を受ける。

第十一条中「第六条第一号の規定は都電一日券の改札について、同規程」を削る。

1 この規程は、平成三十年十一月一日から施行する。

2 この規程の施行の前日に発売した東京都電車一日乗車券で、この規程の施行の際現に効力を有するものは、その有効日に限り、使用することができる。

●交通局規程第三十四号

東京都乗合自動車条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成三十年十月三十一日

東京都乗合自動車条例施行規程の一部を改正する規程  
東京都乗合自動車条例施行規程(昭和四十年交通局規程第五十号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第四号中「特」を「特」に改め、同項第八号中「再発行」の下に

「又は「再」」を加える。

第二十二條を次のように改める。

(定期乗車券の様式)

第二十二條 定期乗車券の様式は、次に掲げるとおりとする。  
一 通勤定期乗車券及び通学定期乗車券

第一種 通勤用

表



第二種 通学大人用  
 第三種 通学中学生用  
 第四種 通学小児用

裏

- 1 乗車(多摩地区の場合は降車)の際は、本券を係員にはっきりお見せください。
  - 2 本券は記名人に限り使用できます(持参式定期乗車券適用のものを除く。)
  - 3 通学定期乗車券を使用する場合は、身分証明書を携帯し、係員から請求があるときは、いつでもお見せください。
  - 4 指定区間が表示されているものは、券面に表示された指定区間に限り使用できます。
  - 5 東京都区部全線定期券については、深夜バスその他交通局規程で定める運行系統を除く、東京都区内の都営バスに限り乗車できます。
  - 6 次のような場合は、乗車券を無効として回収し、普通旅客運賃及び増運賃を頂きます。
    - (1) 使用資格、氏名、年齢、乗車区間その他の事実を偽って購入して使用したとき。
    - (2) 記名人以外の方が使用したとき(持参式定期乗車券適用のものを除く。)
    - (3) 適用期間外に使用したとき。
    - (4) 券面表示事項を塗り消し、又は改変して使用したとき。
    - (5) その他不正乗車的手段として使用したとき。
  - 7 券面表示事項が不鮮明となった場合は、再交付取扱窓口で再交付を受けてから御使用ください。
  - 8 本券を紛失した場合は、再発行いたしません。
- 東京都交通局

備考 第二種にあつては第二十条第一項第一号の記号を、第三種にあつては同項第二号の記号を、第四種にあつては同項第三号の記号を、第三十五条の規定により発売する割引定期乗車券にあつては、第二十条第一項第四号の記号を表示する。

- 二 削除
- 三 乗継定期乗車券
- 第一種 通勤用
- 第二種 通学大人用
- 第三種 通学中学生用
- 第四種 通学小児用
- 第五種 通勤通学用

裏

- 1 乗車(多摩地区の場合は降車)の際は、本券を係員にはっきりお見せください。
- 2 本券は記名人に限り使用できません(持参人式定期乗車券適用のものを除く)。
- 3 通学定期乗車券を使用する場合は、身分証明書を携帯し、係員から請求があるときは、いつでもお見せください。
- 4 指定区間が表示されているものは、券面に表示された指定区間に限り使用できます。
- 5 東京都全区全線定期券については、深夜バスその他交通局規程で定める運行系統を除く、東京都区内の都営バスに限り乗車できます。
- 6 次のような場合は、乗車券を無効として回収し、普通旅客運賃及び増運賃を頂きます。
  - (1) 使用資格、氏名、年齢、乗車区間その他の事実を偽って購入して使用したとき。
  - (2) 記名人以外の方が使用したとき(持参人式定期乗車券適用のものを除く)。
  - (3) 適用期間外に使用したとき。
  - (4) 券面表示事項を塗り消し、又は変更して使用したとき。
  - (5) その他不正乗車の手段として使用したとき。
- 7 券面表示事項が不鮮明となった場合は、再交付取扱窓口で再交付を受けてから御使用ください。
- 8 本券を紛失した場合は、再発行いたしません。

東京都交通局

発行場所

表

都営バス 定期乗車券 No. 0123456

△

日まで

① \_\_\_\_\_ 様 歳

東京都交通局 年 月 日から

円 年 月 日発行

小 中 通 通  
見 学 学 勤

備考

表

No.000000

**都営バス** 学 00  
系統指定定期券

有効期限 **0000.00.00** まで

0000円 \_\_\_\_\_ 様 歳 \_\_\_\_\_ 営業所

東京都交通局 0000.00.00 から  
0000.00.00 発行

- 第一種 通勤用
  - 第二種 通学大人用
  - 第三種 通学中学生用
  - 第四種 通学小児用
- 四 学バス系統専用定期乗車券

備考 第二種にあつては第二十条第一項第一号の記号を、第三種にあつては同項第二号の記号を、第四種にあつては同項第三号の記号を、第五種にあつては同項第五号の記号を、第三十五条の規定により発売する割引定期乗車券にあつては、第二十条第一項第四号の記号をゴム印等で表示する。

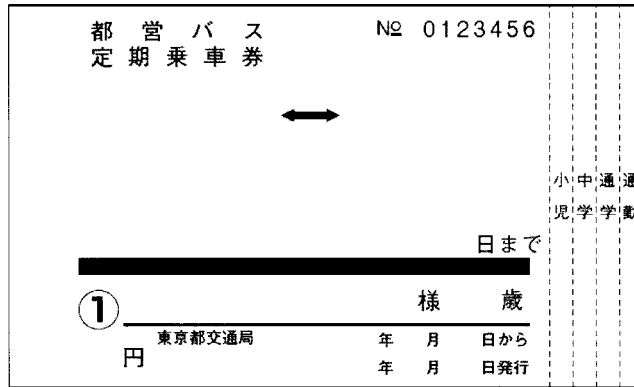
備考 一 第二種にあつては第二十条第一項第一号の記号を、第三種にあつては同項第二号の記号を、第四種にあつては同項第三号の記号を、第三十五条の規定により発売する割引定期乗車券にあつては、第二十条第一項第四号の記号を表示する。

二 裏面は、通勤定期乗車券及び通学定期乗車券の裏面に同じ。

2 補充定期乗車券の様式は、次のとおりとする。

- 第一種 通勤用
- 第二種 通学大人用
- 第三種 通学中学生用
- 第四種 通学小児用
- 第五種 通勤通学用

表



備考

- 一 第二種にあつては第二十条第一項第一号の記号を、第三種にあつては同項第二号の記号を、第四種にあつては同項第三号の記号を、第五種にあつては同項第五号の記号を、第三十五条の規定により発売する割引定期乗車券にあつては第二十条第一項第四号の記号をゴム印等で表示する。
- 二 裏面は、乗継定期乗車券の裏面に同じ。

- 3 第三十三条の規定により発売する共通定期乗車券の様式は、次のとおりとする。
- 第一種 共通通勤大人用

第二種 共通通学大人用

- 第三種 共通通学中学生用
- 第四種 共通通学小児用
- 一 プラスチック式

表



備考

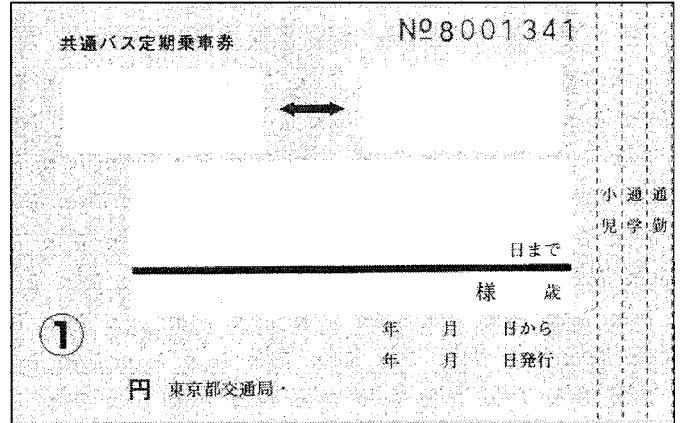
- 一 第二種にあつては第二十条第一項第一号の記号を、第三種にあつては同項第二号の記号を、第四種にあつては同項第三号の記号を、第三十五条の規定により発売する割引定期乗車券にあつては、第二十条第一項第四号の記号を表示する。
- 二 裏面は、通勤定期乗車券及び通学定期乗車券の裏面に同じ。
- 二 紙式

裏

表

- 1 乗降の際は必ず本券を添付にお見せください。
- 2 本券は指定系統の指定区間以外の乗車はできません。
- 3 通学定期乗車券にあつては、身分証明書を携帯し、係員から請求があるときは、いつでもお見せください。
- 4 次のような場合は、乗車券を無効として回収し、乗車区間に対応する普通旅客運賃及び増運賃をいただきます。
  - (1) 使用資格、氏名、年齢、乗車区間その他の事実を偽って購入して使用したとき。
  - (2) 券面の表示事項を塗り消し、又は改変して使用したとき。
  - (3) 記名人以外の方が使用したとき。(持参人式定期乗車券を除く。)
  - (4) 通学期間以外に使用したとき。
  - (5) その他不正乗車の手段として使用したとき。
- 5 券面の表示事項が不鮮明となった場合は、発売所で書き換えてからご使用ください。
- 6 本券を紛失された場合は、再発行いたしません。
- 7 通用期間が経過したり、不用になったときは、お手数でも最寄りの発売所にお返しくください。
- 8 紛失された場合の連絡上の便のため、下記事項をご記入ください。

住所	電話 ( )
勤務先	電話 ( )
又学校	
発売所名	



備考

表



一 第二種にあつては第二十条第一項第一号の記号を、第三種にあつては同項第二号の記号を、第四種にあつては同項第三号の記号を、第三十五条の規定により発売する割引定期乗車券にあつては第二十条第一項第四号の記号を表示する。

備考 第二種にあつては第二十条第一項第一号の記号を、第三種にあつては同項第二号の記号を、第四種にあつては同項第三号の記号を、第三十五条の規定により発売する割引定期乗車券にあつては、第二十条第一項第四号の記号をゴム印等で表示する。

4 特殊定期乗車券の様式は、次のとおりとする。

一 一般定期乗車券及び学生定期乗車券

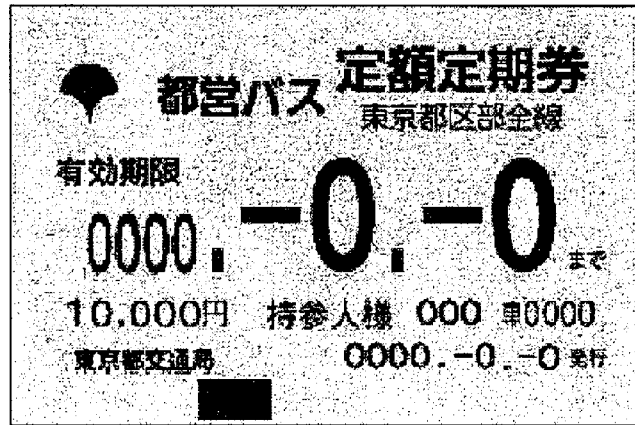
第一種 一般用

第二種 学生大人用

第三種 学生中学生用

第四種 学生小児用

表



二 裏面は、通勤定期乗車券及び通学定期乗車券の裏面に同じ。  
 二 定額一般定期乗車券  
 第一種 乗合自動車内発売用

裏

第二種 乗合自動車内以外の場所における発売用

- 1 乗車の際は券面を係員に提示してください。
- 2 「定額定期券」は、東京都区内の都営バス(深夜バスその他交通局規程で定める運行系統を除く。)に限り乗車できます。
- 3 「系統指定定期券」は、券面で指定された運行系統に限り乗車できます。
- 4 本券は持参人様御一名様に限りどなたでもご使用になれます。
- 5 次のような場合は、乗車券を無効として回収し、普通旅客運賃及び増運賃をいただきます。
  - (1) 券面の表示事項を塗り消し、又は改変して使用したとき。
  - (2) 適用期間以外に使用したとき。
  - (3) その他不正乗車の手段として使用したとき。
- 6 「系統指定定期券」は、対象系統を運行する営業所及び対象系統のバス車内で発売し、拡張しは対象系統を運行する営業所のみでお取り扱いします。
- 7 券面の表示が不鮮明となった場合は、発売所(但し、系統指定定期券は対象系統を運行する営業所)で書き換えてからご使用ください。ただし、車内ではお取り扱い出来ません。
- 8 本券を紛失された場合は、再発行いたしません。
- 9 適用期間が経過したり、不要になったときは、お手数でも最寄りの発売所にお返しください。

表



備考

- 一 第三十五条の規定により発売する割引定期乗車券にあつては第二十条第一項第四号の記号を表示する。
  - 二 裏面は、通勤定期乗車券及び通学定期乗車券の裏面に同じ。
- 5 特殊補充定期乗車券の様式は、次のとおりとする。
- 第一種 一般用
  - 第二種 学生大人用
  - 第三種 中学生用
  - 第四種 学生小児用

表



備考

- 一 第二種にあつては第二十条第一項第一号の記号を、第三種にあつては同項第二号の記号を、第四種にあつては同項第三号の記号を、第三十五条の規定により発売する割引乗車券については第二十条第一項第四号の記号をゴム印等により表示する。
  - 二 裏面は、乗継定期乗車券の裏面に同じ。
- 第二十五条の様式を次のように改める。



第三十条中「次のとおりとする」を「別に定める」に改め、様式を削る。  
 第三十九条第二項中「次の」を「別に定める」に改め、様式を削る。  
 第四十二条中「においては、」の下に「当該認定案内所で発売した」を加える。  
 第五十八条の二第三号中「普通旅客運賃」の下に「(第三十五条の規定により発売する割引定期乗車券にあつては第十八条第一項の規定による特別旅客運賃)」を加える。  
 第六十条中「次の」を「別に定める」に改め、様式を削る。  
 別表第二梅第七十号系統甲系統の項及び梅第七十号系統乙系統の項を次のように改める。

# 都営バス 乗継券

月 日(発行当日限り有効)

---

## 東京都交通局

### 梅第70号系統 甲系統

															花小金井 駅北口	180														
														小翠会館 前	180	180														
													昭和 病院前	180	200	200														
												天神町	180	200	220	220														
											小翠駅前 入口	180	180	200	220	220														
										新小平 駅前	180	200	220	220	220															
									小翠 第一小前	180	200	220	220	220																
								小川寺前	180	200	220	250	250																	
							東大和市 駅前	180	180	200	230	240	260	260																
						南 街口	180	180	200	220	240	250	290	290																
					庚申塚	180	180	180	200	220	230	260	260	290	290															
				奈良橋	180	180	180	190	210	240	250	280	280	310	310															
			野水地下	180	180	180	180	220	230	260	260	290	290	310	310															
		東家和田 駅前	180	180	180	190	210	260	260	300	300	310	310	330	330															
	横田	180	180	180	200	220	240	290	290	310	310	320	320	340	340															
															陸	180	180	180	190	210	240	260	320	320	330	330	340	400	400	
														岸	180	180	180	210	250	260	290	300	340	340	370	370	380	380	400	400
													新小翠 第一小前	180	180	210	210	240	280	290	320	320	370	370	380	380	400	400	420	420
												東長岡	180	180	210	250	270	290	320	330	340	350	380	380	400	400	410	410	440	440
											西長岡	180	190	200	230	260	290	320	330	340	370	370	380	380	410	410	430	430	440	440
										新田山 公園	180	180	190	210	260	280	310	330	340	350	370	380	400	400	420	420	440	440	450	450
									新町 天神社前	180	180	180	230	250	290	320	330	340	370	380	380	410	410	430	430	440	440	460	460	
								青柳 池原前	180	180	220	270	290	320	330	340	370	380	380	400	400	430	430	440	440	450	450	470	470	
							青柳駅前 奥校入口	180	180	210	230	260	300	320	340	350	370	380	400	400	410	420	440	440	450	450	470	470	500	500
						青柳駅前	180	180	190	240	260	280	320	330	370	370	380	380	400	400	420	430	450	450	460	460	480	480	540	540
					青柳 非道前	180	180	200	220	260	280	300	330	340	370	380	380	400	400	430	440	450	450	470	470	500	500	560	560	

### 梅第70号系統 乙系統

青梅駅前	180	180	200	220	260	280	300	330	340	370	380	380	400	400	400	430	440	450	450	470	470	
青梅駅前 ..... 仲町	180	180	190	240	260	280	320	330	370	370	380	380	400	400	420	430	450	450	460	460	470	470
青梅総合 高校入口	180	180	210	230	260	300	320	340	350	370	380	400	400	410	420	440	440	450	450	460	460	460
青梅駅前 ..... 青梅 消防署前	180	180	180	220	270	290	320	330	340	370	380	380	400	400	430	430	440	440	450	450	460	460
新天徳社前	180	180	180	230	250	290	320	330	340	370	380	380	400	400	410	410	430	430	440	440	450	450
新田山 公園	180	180	190	210	260	280	310	330	340	350	370	380	400	400	420	420	430	430	440	440	450	450
西長岡	180	190	200	230	260	290	320	330	340	370	380	380	400	400	410	410	430	430	440	440	450	450
東長岡	180	180	210	250	270	290	320	330	340	370	380	380	400	400	410	410	430	430	440	440	450	450
瑞穂 第一小前	180	180	210	210	240	280	290	320	320	370	370	380	380	400	400	410	410	430	430	440	440	440
岸	180	180	180	210	250	260	290	320	330	340	370	380	400	400	410	410	430	430	440	440	450	450
峰	180	180	180	210	250	260	290	320	330	340	370	380	400	400	410	410	430	430	440	440	450	450
横田	180	180	180	200	220	240	290	320	330	340	370	380	400	400	410	410	430	430	440	440	450	450
武蔵村山 常盤橋前	180	180	180	190	210	260	290	320	330	340	370	380	400	400	410	410	430	430	440	440	450	450
神明 二丁目	180	180	180	190	210	260	290	320	330	340	370	380	400	400	410	410	430	430	440	440	450	450
野永池下	180	180	180	180	220	230	260	290	320	330	340	370	380	400	400	410	410	430	430	440	440	440
奈良橋	180	180	180	190	210	240	260	290	320	330	340	370	380	400	400	410	410	430	430	440	440	440
庚申塚	180	180	180	200	220	240	290	320	330	340	370	380	400	400	410	410	430	430	440	440	450	450
南街 入口	180	180	180	200	220	230	260	290	320	330	340	370	380	400	400	410	410	430	430	440	440	440
東大和市 駅前	180	180	180	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
小川寺前	180	180	180	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
小平 第一小前	180	180	180	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
新小平 駅前	180	180	180	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
小平駅前 ..... 小平駅前 入口	180	180	180	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
小平駅前	180	180	180	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200

別表第二の二梅第七十号系統甲系統の項及び梅第七十号系統乙系統の項を次のように改める。

梅第70号系統 甲系統

青梅 連庫前	175	175	195	216	258	279	299	329	340	370	380	380	400	400	400	430	440	450	450	470	470	500	500	556	556		
青梅駅前		175	175	186	238	258	279	320	329	370	370	380	380	400	400	420	430	450	450	460	460	480	480	536	536		
青梅総合 高校入口			175	175	206	227	258	299	320	340	350	370	380	400	400	410	420	440	440	450	450	470	470	500	500		
新町 天神社前				175	175	206	227	247	288	320	329	340	370	380	380	380	410	410	430	430	440	440	460	460			
青梅 消防署前					175	175	216	268	288	320	329	340	370	380	400	400	430	430	440	440	450	450	470	470			
新町 公園						175	175	186	206	258	279	309	329	340	350	370	380	400	400	420	420	440	440	450	450		
西長岡							175	186	195	227	258	288	320	329	340	370	370	380	380	410	410	430	430	440	440		
東長岡								175	175	206	247	268	288	320	329	340	350	380	380	400	400	410	410	440	440		
通 第一小前									175	175	206	206	238	279	288	320	320	370	370	380	380	400	400	420	420		
岸										175	175	175	206	247	258	288	299	340	340	370	370	380	380	400	400		
峰											175	175	175	186	206	238	258	320	320	329	329	340	340	400	400		
横田												175	175	175	195	216	238	288	288	309	309	320	320	340	340		
神明 二丁目													175	175	175	186	206	258	258	299	299	309	309	329	329		
貯水池下														175	175	175	186	206	227	258	258	288	288	309	309		
奈良橋															175	175	175	186	206	238	247	279	279	309	309		
庚申塚																175	175	175	195	216	227	258	258	288	288		
南 街入口																	175	175	175	195	216	238	247	288	288		
東大和市 駅																		175	175	195	216	238	247	288	288		
小川寺前																			175	195	216	238	247	279	279		
小平 第一小前																				175	195	216	238	247	288	288	
新小平 駅前																					175	195	216	238	279	279	
昭 和 病院前																						175	195	216	279	279	
小平 会館前																							175	195	216	279	279
花小金井 駅北口																								175	216	279	279

梅第70号系統 乙系統

青梅 連庫前	175	175	195	216	258	279	299	329	340	370	380	380	400	400	400	430	440	450	450	470	470	500	500	556	556	
青梅駅前		175	175	186	238	258	279	320	329	370	370	380	380	400	400	420	430	450	450	460	460	480	480	536	536	
青梅総合 高校入口			175	175	206	227	258	299	320	340	350	370	380	400	400	410	420	440	440	450	450	470	470	500	500	
青梅 消防署前				175	175	216	268	288	320	329	340	370	380	400	400	430	430	440	440	450	450	470	470	500	500	
新町 天神社前					175	175	206	227	247	288	320	329	340	370	380	380	380	410	410	430	430	440	440	460	460	
西長岡						175	186	195	227	258	288	320	329	340	370	370	380	380	410	410	430	430	440	440	440	
東長岡							175	175	206	247	268	288	320	329	340	350	380	380	400	400	410	410	440	440	440	
通 第一小前								175	175	206	206	238	279	288	320	320	370	370	380	380	400	400	420	420	420	
岸									175	175	175	206	247	258	288	299	340	340	370	370	380	380	400	400	400	
峰										175	175	175	186	206	238	258	320	320	329	329	340	340	370	370	370	
横田											175	175	175	195	216	238	288	288	309	309	320	320	340	340	340	
神明 二丁目												175	175	175	186	206	258	258	299	299	299	309	309	329	329	
貯水池下													175	175	175	186	206	227	258	258	288	288	309	309	309	
奈良橋														175	175	175	186	206	238	247	279	279	309	309	309	
庚申塚															175	175	175	195	216	227	258	258	288	288	288	
南 街入口																175	175	175	195	216	238	247	288	288	288	
東大和市 駅																	175	175	195	216	238	247	288	288	288	
小川寺前																		175	195	216	238	247	279	279	279	
小平 第一小前																			175	195	216	238	247	288	288	
新小平 駅前																				175	195	216	238	279	279	
昭 和 病院前																					175	195	216	279	279	
小平 会館前																						175	195	216	279	279
花小金井 駅北口																							175	216	279	279

附則

- 1 この規程は、平成三十年十一月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に発売した定期乗車券で、この規程の施行の際現に効力を有するものは、なお引き続き使用することができる。

●交通局規程第三十五号

東京都乗合自動車による旅客運送に関する定期乗車券の特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年十月三十一日

東京都交通局長 山手 齊

東京都乗合自動車による旅客運送に関する定期乗車券の特例を定める規程の一部を改正する規程

東京都乗合自動車による旅客運送に関する定期乗車券の特例を定める規程(平成十六年交通局規程第六十七号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(定期乗車券の様式)

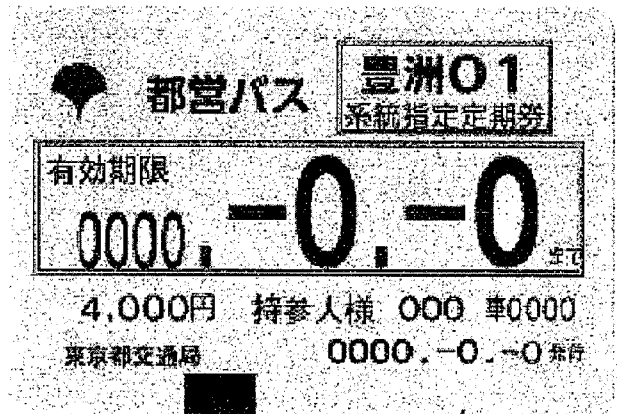
第四条 定期乗車券の様式は、次に掲げるとおりとする。

- 一 豊洲第一号系統の車内において発売するもの

裏

- 1 乗車の際は券面を係員に提示してください。
- 2 「定額定期券」は、東京都区内の都営バス(深夜バスその他交通局規程で定める運行系統を除く。)に限り乗車できます。
- 3 「系統指定定期券」は、券面で指定された運行系統に限り乗車できます。
- 4 本券は持券人様御一名様に限りご使用になれます。
- 5 次のような場合は、乗車券を無効として回収し、普通旅客運賃及び増運賃をいただきます。
  - (1) 券面の表示事項を塗り消し、又は改変して使用したとき。
  - (2) 適用期間以外に使用したとき。
  - (3) その他不正乗車の手段として使用したとき。
- 6 「系統指定定期券」は、対象系統を運行する営業所及び対象系統のバス車内で発売し、払戻しは対象系統を運行する営業所のみでお取り扱いします。
- 7 券面の表示が不鮮明となった場合は、発売所(但し、系統指定定期券は対象系統を運行する営業所)で書き換えてからご使用ください。ただし、車内ではお取り扱い出来ません。
- 8 本券を紛失された場合は、再発行いたしません。
- 9 適用期間が経過したり、不要になったときは、お手数でも最寄りの発売所にお返しください。

表



表



二 東京都交通局深川営業所（以下「深川営業所」という。）において発売するもの  
イ プラスチック式

口  
紙  
式

裏

- 1 乗車（多摩地区の場合は降車）の際は、本券を係員にはっきりお見せください。
- 2 本券は記名人に限り使用できます（持参人式定期乗車券適用のものを除く。）。
- 3 通学定期乗車券を使用する場合は、身分証明書を携帯し、係員から請求があるときは、いつでもお見せください。
- 4 指定区間が表示されているものは、券面に表示された指定区間に限り使用できます。
- 5 東京都区部全線定期券については、深夜バスその他交通局規程で定める運行系統を除く、東京都区内の都営バスに限り乗車できます。
- 6 次のような場合は、乗車券を無効として回収し、普通旅客運賃及び増運賃を頂きます。
  - (1) 使用資格、氏名、年齢、乗車区間その他の事実を偽って購入して使用したとき。
  - (2) 記名人以外の方が使用したとき（持参人式定期乗車券適用のものを除く。）。
  - (3) 適用期間外に使用したとき。
  - (4) 券面表示事項を塗り消し、又は改変して使用したとき。
  - (5) その他不正乗車的手段として使用したとき。
- 7 券面表示事項が不鮮明となった場合は、再交付取扱窓口で再交付を受けてから御使用ください。
- 8 本券を紛失した場合は、再発行いたしません。

東京都交通局

裏

表

- 1 乗車(多摩地区の場合は降車)の際は、本券を係員にはっきりお見せください。
  - 2 本券は記名人に限り使用できません(持参人式定期乗車券適用のものを除く。)
  - 3 通学定期乗車券を使用する場合は、身分証明書を携帯し、係員から請求があるときは、いつでもお見せください。
  - 4 指定区間が表示されているものは、券面に表示された指定区間に限り使用できます。
  - 5 東京都全区間全線定期券については、深夜バスその他交通局規程で定める運行系統を除く、東京都区内の都営バスに限り乗車できます。
  - 6 次のような場合は、乗車券を無効として回収し、普通旅客運賃及び増運賃を頂きます。
    - (1) 使用資格、氏名、年齢、乗車区間その他の事実を偽って購入して使用したとき。
    - (2) 記名人以外の方が使用したとき(持参人式定期乗車券適用のものを除く。)
    - (3) 通用期間外に使用したとき。
    - (4) 券面表示事項を塗り消し、又は改変して使用したとき。
    - (5) その他不正乗車的手段として使用したとき。
  - 7 券面表示事項が不鮮明となった場合は、再交付取扱窓口で再交付を受けてから御使用ください。
  - 8 本券を紛失した場合は、再発行いたしません。
- 東京都交通局
- 発行場所

都 営 バ ス  
定 期 乗 車 券

№ 0123456

系統指定 ← 豊洲01

日 まで

① 様 歳

東京都交通局

円

年 月 日から  
年 月 日発行

小 中 通 通  
児 学 学 勤

第九条中「規定」を「規程」に、「交通局長」を「自動車部長」に改める。

附 則

1 この規程は、平成三十年十一月一日から施行する。

2 この規程の施行の日前に発売した定期乗車券で、この規程の施行の際現に効力を有するものは、その有効期間中なお引き続き使用することができる。

● 交通局規程第三十六号

東京都乗合自動車一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年十月三十一日

東京都交通局長 山 手 齊

東京都乗合自動車一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程

東京都乗合自動車一日乗車券の発売等に関する規程(平成十年交通局規程第四十九号)の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

(バス一日券の様式)

第六条 バス一日券の様式は、次に定めるとおりとする。

一 次条第一号及び第二号に掲げる場所において発売するバス一日乗車券

備考

- 一 小児用は、券面表面に小児と表示する。
  - 二 裏面は、図柄とし、必要に応じて変更することがある。
- 一の二 次条第三号に掲げる場所において発売するバス一日乗車券

表

# 都営バス

有効日

## 0000.-0.-0

まで

### 23区内 1日乗車券

大人 500円 営業所

有効期限 0000.00.00 から  
0000.00.00 まで

- ・上記表示の都営交通に、券面に表示された有効日に限り自由に乗り降りできます。(深夜バス及びその他交通局規程で定める運行系統を除く。)
- ・乗降の際は、有効日の印字がある面を係員に提示してください。
- ・「都営まるごときっぷ」で、都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナーをご利用の際は、自動改札機をお通りください。
- ・未使用の乗車券に限り、お買い求めの窓口・駅で払戻しができます。この場合は、所定の手数料がかかります。
- ※都バス・都電車内で発売した乗車券は払戻できません。

東京都交通局

備考

- 一 小児用は、券面表面に小児と表示する。
  - 二 裏面は、図柄とし、必要に応じて変更することがある。
- 第七条各号を次のように改める。
- 一 東京都交通局自動車営業所及び支所
  - 二 一般財団法人東京都管交通協力会認定発売所
  - 三 乗合自動車(東京都交通局早稲田自動車営業所青梅支所の所管するもの及び座席定員制のものを除く。)の車内
- 第十条中「第六条第一号及び第二号」を「第六条第一号及び第三号」に改める。
- 附 則
- 1 この規程は、平成三十年十一月一日から施行する。
  - 2 この規程の施行の日前に発売した東京都乗合自動車一日乗車券で、この規程の施行の際に効力を有するものは、その有効日に限り、使用することができる。

表

# 都営バス

有効日

## 0000.-0.-0

まで

### 23区内 1日乗車券

大人 500円 00 車0000

- ・上記表示の都営交通に、券面に表示された有効日に限り自由に乗り降りできます。(深夜バス及びその他交通局規程で定める運行系統を除く。)
- ・乗降の際は、有効日の印字がある面を係員に提示してください。
- ・「都営まるごときっぷ」で、都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナーをご利用の際は、自動改札機をお通りください。
- ・未使用の乗車券に限り、お買い求めの窓口・駅で払戻しができます。この場合は、所定の手数料がかかります。
- ※都バス・都電車内で発売した乗車券は払戻できません。

東京都交通局

●交通局規程第三十七号

東京都乗合自動車IC一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年十月三十一日

東京都交通局長 山手 斉

東京都乗合自動車IC一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程

東京都乗合自動車IC一日乗車券の発売等に関する規程(平成十九年交通局規程第七号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「運送約款」を「東京都交通局一般乗合旅客自動車運送事業運送約款」に、「その二倍に相当する額」を「これと同額」に改める。

附則

この規程は、平成三十年十一月一日から施行する。

●交通局規程第三十八号

東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線との時間制乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年十月三十一日

東京都交通局長 山手 斉

東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線との時間制乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程

東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線との時間制乗車券の発売等に関する規程(平成三十年交通局規程第五号)の一部を次のように改正する。

第十条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 都営交通案内所(三ノ輪橋おもいで館)

第十一条第一項中「第十条第一号」の下に「及び第二号」を加え、同条第二項中「第十条第二号」を「第十条第三号」に改める。

第十五条中「第十条第一号」の下に「及び第二号」を加える。

附則

この規程は、平成三十年十一月一日から施行する。

告示(交)

●交通局告示第十一号

昭和四十年交通局告示第十四号(東京都交通事業の料金徴収事務の委任)の一部を次のように改正し、平成三十年十一月一日から実施する。

平成三十年十月三十一日

東京都交通局長 山手 斉

表東武トップアーズ株式会社の項、日の丸自動車興業株式会社の項、大阪バス株式会社の項、株式会社平成エンタープライズの項及び株式会社フジエクスプレスの項を削る。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価 本号 一箇月 五〇円 六、六〇〇円 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号

電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

